○「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）一部改正　新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１・第２　（略） 第３　事業の目的、内容等 交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。	第１・第２　（略） 第３　事業の目的、内容等 交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。
１－１－（５）～１－２－（６）　（略）	１－１－（５）～１－２－（６）　（略）
１－３－（１）　スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業 （１）・（２）（略） （３）定義等 １－３－（１）におけるそれぞれの用語の定義については、次のとおりとする。 ア　（略） イ　事業実施者 ウで定める事業実施機関が策定したスマート化取組計画において、スマート水産機械等導入利用計画を作成し、スマート水産機械を導入する者であって、別表１において事業メニューごとに定める者とする。 ウ　事業実施機関 （ア）要件 事業実施機関は、次のいずれかに掲げる者で、地域や業界のスマート化を推進する機関として水産庁が認めたものとする。 ａ～ｄ（略） （イ）役割 事業実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。 ａ　伴走者の候補となる者を事業実施主体へ推薦する。 ｂ　水産業のスマート化の伝播・普及を目的とした勉強会・視察等を企画・開催する。 ｃ　地域または業界関係団体ごとに別記様式第１号のスマート化取組計画書を策定する。また、事業実施機関として同計画に必要な連携協定等の締結や、事業実施者に必要な指導を行う。 ｄ　事業実施主体にスマート化取組計画を提出し、認められた機械導入の取組について、助成金の申請等導入に必要な手続きを行う。 ｅ　目標達成年度における事業実施者の達成状況について伴走者から報告書をとりまとめ、報告会を開催する。また、とりまとめた報告書を水産庁へ提出する。 ｆ　事業実施年度に実績報告書を取りまとめ、事業実施主体に提出する。 エ　事業実施主体 事業実施主体は、次に掲げる業務を行うものとする。 ａ　事業実施機関から推薦された伴走者の候補となる者に講習会等を行い、伴走者として認定する。 ｂ　水産業のスマート化の伝播・普及のため、伴走者向け講習会等を開催する。また、事業実施機関から申請された普及活動事業の計画に基づき、漁業者・伴走者に向けた勉強会等の開催や視察を支援する。 ｃ　交付等要綱別表１に掲げる事業について、事業実施機関が申請したスマート化取組計画及びスマート水産機械等導入利用計画を審査し、採択する。また、採択した計画に基づく助成金の申請等の受付及び承認並びに助成金の交付、その他事業の運営及び指導監督を行う。 オ　伴走者 （ア）・（イ）（略） （ウ）役割 伴走者は、次に掲げる業務を行うものとする。 ａ　（略） ｂ　スマート化取組計画の策定にあたって、スマート水産機械等導入利用計画の策定に参画する。 ｃ　スマート化取組計画に基づき、事業実施者が行うスマート水産機械等導入利用計画の取り組みをサポートする。 ｄ　（略） カ　（略）	１－３－（１）　スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業 （１）・（２）（略） （３）定義等 １－３－（１）におけるそれぞれの用語の定義については、次のとおりとする。 ア　（略） イ　事業実施者 ウで定める事業実施機関が策定したスマート化取組計画に基づき、事業を実施する者であって、別表１において事業メニューごとに定める者とする。 ウ　事業実施機関 （ア）要件 事業実施機関は、次のいずれかに掲げる者とする。 ａ～ｄ（略） （イ）役割 事業実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。 ａ　伴走者を事業実施主体へ推薦する。 ｂ　水産業のスマート化の伝播・普及を目的とした勉強会等の開催や視察を支援する。 ｃ　都道府県または業界関係団体ごとにスマート化取組計画を策定し、事業実施主体へ助成金を申請する。 ｄ　スマート化取組計画に基づき、事業実施者への助成金交付やその他事業の推進にあたり必要な指導、検討等を行う。 ｅ　目標達成年度における事業実施者の達成状況について伴走者から報告をとりまとめ、報告会を開催する。また、とりまとめた報告書を水産庁へ提出する。 （新設） エ　事業実施主体 事業実施主体は、次に掲げる業務を行うものとする。 ａ　事業実施機関から推薦された伴走者を認定する。 ｂ　水産業のスマート化の伝播・普及のため、伴走者向け講習会等を開催する。また、事業実施機関から申請された普及活動事業の実施計画に基づいて、漁業者・伴走者に向けた勉強会等の開催や視察を支援する。 ｃ　交付等要綱別表１に掲げる事業について、事業実施機関が策定したスマート化取組計画に基づく助成金の申請等の受付及び承認並びに助成金の交付、その他事業の運営及び指導監督を行う。 オ　伴走者 （ア）・（イ）（略） （ウ）役割 伴走者は、次に掲げる業務を行うものとする。 ａ　（略） ｂ　スマート化取組計画の策定に参画する。 ｃ　スマート化取組計画に基づき、事業実施者をサポートする。 ｄ　（略） カ　（略）

りとする。 a　(略) b　「操業転換」とは、日ロ漁業協定に基づく操業への影響を回避するために行う、漁獲対象魚種、漁場又は業種の転換であって、転換後の操業を令和７年及び令和８年漁期中に実施するものをいう。 （イ）～（シ）(略) （2）～（8）(略) 別表１（（1）のイの（ウ）のｃの（ｃ）のｉの関係）～別表５　(略)	りとする。 a　(略) b　「操業転換」とは、日ロ漁業協定に基づく操業への影響を回避するために行う、漁獲対象魚種、漁場又は業種の転換であって、転換後の操業を令和６年及び令和７年漁期中に実施するものをいう。 （イ）～（シ）(略) （2）～（8）(略) 別表１（（1）のイの（ウ）のｃの（ｃ）のｉの関係）～別表５　(略)
２－７－（1）　沖縄漁業基金事業（交付等要綱別表１の事業の欄中２の７の（1）の沖縄漁業基金事業をいう。以下同じ。） （1）～（3）(略) （4）事業の内容 この事業は、財団が、以下のアからエまでの事業を沖縄漁業基金により行う事業とする。また、財団は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。 ア　(略) イ　漁業振興対策 （ア）沖縄産水産物流通促進事業 a～d　(略) e 事業実績の報告 （a）・（b）(略) （c）事業の成果報告等 プロジェクト実施者は、承認された計画書について、事業終了年度の翌年度の達成状況等を、別途財団が定める様式により、事業終了年度の翌々年度の５月末までに財団に報告するものとする。また、財団は、必要な場合は現地調査を実施し、その結果を水産庁に報告するものとする。 （イ）～（エ）(略) ウ　(略) （5）～（9）(略) 別表１（（4）のアの（ウ）のｄの関係）～別表６（（4）のウの（ア）のｃの関係）　(略)	**２－７－（1）　沖縄漁業基金事業（交付等要綱別表１の事業の欄中２の７の（1）の沖縄漁業基金事業をいう。以下同じ。）** （1）～（3）(略) （4）事業の内容 この事業は、財団が、以下のアからエまでの事業を沖縄漁業基金により行う事業とする。また、財団は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。 ア　(略) イ　漁業振興対策 （ア）沖縄産水産物流通促進事業 a～d　(略) e 事業実績の報告 （a）・（b）(略) (新設) （イ）～（エ）(略) ウ　(略) （5）～（9）(略) 別表１（（4）のアの（ウ）のｄの関係）～別表６（（4）のウの（ア）のｃの関係）　(略)
２－７－（2）～２－９　(略)	**２－７－（2）～２－９　(略)**
２－10　水産業競争力強化緊急事業 （1）・（2）(略) （3）事業の内容等 この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。 なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。 **ア　広域浜プラン緊急対策事業** （ア）(略) （イ）収入向上・コスト削減の実証的取組支援等 a　養殖用生餌供給安定対策支援 （a）(略) （b）事業実施者 ｉ　本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、 （ｉ）令和７年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立し、（ｃ）のⅱの全体計画に参画した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会 （ⅱ）(略)	**２－10　水産業競争力強化緊急事業** （1）・（2）(略) （3）事業の内容等 この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。 なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。 **ア　広域浜プラン緊急対策事業** （ア）(略) （イ）収入向上・コスト削減の実証的取組支援等 a　養殖用生餌供給安定対策支援 （a）(略) （b）事業実施者 ｉ　本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、 （ｉ）令和６年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立し、（ｃ）のⅱの全体計画に参画した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会 （ⅱ）(略)

ii　(略)
（c）～（g）　(略)
b～d　(略)
（ウ）クロマグロ混獲回避活動支援
a・b　(略)
c　事業の内容
この項目において定める事業は、以下の（a）及び（b）とする。
（a）混獲回避取組支援
i～iii　(略)
iv　補助率等
事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とするクロマグロの放流作業に係る経費の合計額であり、上限額については次の表のとおりとする。

補助対象			上限額
定置網漁業（1ヵ統当たり）	（1）　(略)		(略)
	（2）（1）を除きクロマグロの放流の情報を報告する場合	①当該事業年度において、次のいずれかの要件に該当する場合 ア　各県に割り当てられたクロマグロの漁獲枠のうち8割を超過して漁獲した場合 イ　各漁業者グループが事業計画提出時に設定した漁獲目標※のうち8割を超過して漁獲した場合	150 万円
		②　(略)	(略)
(略)			(略)

(略)

v～viii　(略)
（b）　(略)

イ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
（ア）　(略)
（イ）事業等の内容
この項目において定める事業等は、次のaからcまでのとおりとする。
a　(略)
b　漁船漁業構造改革緊急事業
漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者が収益性向上に取り組み、かつ、漁業環境の変化に対応した沖合・遠洋漁業の構造改革を進め持続的な漁業に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。
c　(略)
（ウ）助成対象経費
助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務	定額	

ii　(略)
（c）～（g）　(略)
b～d　(略)
（ウ）クロマグロ混獲回避活動支援
a・b　(略)
c　事業の内容
この項目において定める事業は、以下の（a）及び（b）とする。
（a）混獲回避取組支援
i～iii　(略)
iv　補助率等
事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とするクロマグロの放流作業に係る経費の合計額であり、上限額については次の表のとおりとする。

補助対象			上限額
定置網漁業（1ヵ統当たり）	（1）　(略)		(略)
	（2）（1）を除きクロマグロの放流の情報を報告する場合	①当該事業年度において、次のいずれかの要件に該当する場合 ア　各県に割り当てられたクロマグロの漁獲枠のうち8割を超過して漁獲した場合 イ　各漁業者グループが事業計画提出時に設定した漁獲目標※のうち8割を超過して漁獲した場合	125 万円
		①（略）	(略)
(略)			(略)

(略)

v～viii　(略)
（b）　(略)

イ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
（ア）　(略)
（イ）事業等の内容
この項目において定める事業等は、次のaからcまでのとおりとする。
a　(略)
b　漁船漁業構造改革緊急事業
漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者であって、資源管理の取組を行う者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。

c　(略)
（ウ）助成対象経費
助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務	定額	

事　業及び構造改革事業	費、委託費、その他 漁船取得・改修費 １　以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 ⑴ 無動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、アンカー等） ⑵ 動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ　機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ　設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（ＧＰＳ）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 ２　その他の経費 中古船の運搬費等 漁具等取得費 １　以下に掲げるものに要する取得に係る経費 (1)漁網 定置網、養殖生簀、筏	 １／２以内 １／２以内	 １隻当たり４億円を助成額の上限とする。 ただし、構造改革事業において、次の場合には５億円を助成額の上限とする。 ア　導入漁船により、現行の漁業種類に加え、新たな漁業種類を営む場合 イ　導入漁船により、現行の漁獲対象魚種に加え、新たな魚種の漁獲を行う場合 １漁網当たり１億５千万円を助成額の上限とする。
価　格審　査委員会	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	

漁船取得・改修費及び漁具等取得費については合計で４億円を超えないものとする。

(エ) ～ (オ)　　(略)

(カ) 貸付対象漁船・漁具等

担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船・漁具等は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船・漁具等とし、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ａ　漁船

（ａ）～（ｄ）　　(略)

（ｅ）担い手事業に係る漁船については、原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとするが、中古漁船を優先的に採択することとする。

ｉ・ii　(略)

（ｆ）構造改革事業に係る漁船については、「漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）」又は国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センターによる実証事業で得られた成果を反映した漁船であるとともに、新造船又は国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船によるものとする。

ｂ　(略)

(キ) ～ (チ)　　(略)

ウ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

ａ (略)

ｂ　事業実施者

事　業及び構造改革事業	費、委託費、その他 漁船取得・改修費 １　以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 ⑴ 無動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、アンカー等） ⑵ 動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等） イ　機関 主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ　設備関係 発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（ＧＰＳ）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 ２　その他の経費 中古船の運搬費等 漁具等取得費 １　以下に掲げるものに要する取得に係る経費 (1)漁網 定置網、養殖生簀、筏	 １／２以内 １／２以内	 １隻当たり４億円を助成額の上限とする。 １漁網当たり１億５千万円を助成額の上限とする。
価　格審　査委員会	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	

漁船取得・改修費及び漁具等取得費については合計で４億円を超えないものとする。

(エ) ～ (オ)　　(略)

(カ) 貸付対象漁船・漁具等

担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船・漁具等は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船・漁具等とし、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ａ　漁船

（ａ）～（ｄ）　　(略)

（ｅ）原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとするが、中古漁船を優先的に採択することとする。

ｉ・ii　(略)

(新設)

ｂ　(略)

(キ) ～ (チ)　　(略)

ウ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

ａ (略)

ｂ　事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。 なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和８年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。 （a）～（d）（略） c～e（略） f　助成対象経費 （a）～（c）（略） （d）（a）の規定にかかわらず、令和９年３月 31 日までの事業完了に限り、以下の省エネルギー性能に優れた機器等（以下「省エネ機器等」という。）を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。 i・ii（略） g～j（略） （イ）（略） エ　（略）	本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。 なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和７年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。 （a）～（d）（略） c～e（略） f　助成対象経費 （a）～（c）（略） （d）（a）の規定にかかわらず、令和８年３月 31 日までの事業完了に限り、以下の省エネルギー性能に優れた機器等（以下「省エネ機器等」という。）を導入する場合は、機器本体及び当該機器の設置の費用を助成対象とする。 i・ii（略） g～j（略） （イ）（略） エ　（略）
２－１１～２－１２　（略）	２－１１～２－１２　（略）
２－13　ウナギ安定供給緊急総合対策事業のうちウナギ人工種苗・完全養殖社会実装加速化事業 （1）事業の内容 人工種苗生産対策 事業実施主体は、事業実施者が人工種苗の量産試験を実施するために必要な新型量産水槽及び関連設備の導入や技術移転、専門家の派遣による技術指導の取組に対して、助成金を交付する。 （2）事業実施主体等 ア　事業実施主体 水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。 イ　事業実施者 種苗生産販売事業者等とする。 （3）事業の実施 ア　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業実施計画を作成し、事業実施主体に申請し、その承認を受けるものとする。 イ　事業実施主体は、アの計画の申請があった場合は、その内容を審査し、助成対象として適正であると認めるときは、事業実施者に対し、当該計画を承認する旨の通知を行うものとする。 ウ　事業実施者は、本事業により調達した機器等を、本事業以外の用途向けに使用又は譲渡してはならない。 エ　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。 （4）助成金の交付 ア　事業実施主体は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費の１／２以内の金額を事業実施者に助成するものとする。 イ　事業実施者は、事業実施計画の承認を受けた場合には、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、その交付を受けるものとする。 ウ　事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体が別に定める様式により概算払請求を行うものとし、事業実施主体は、これに基づき助成金を交付することができるものとする。 エ　事業実施者は、事業終了後、事業実施主体が別に定める精算払請求書により、事業実施主体に対し助成金の請求を行うものとする。 オ　事業実施主体は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に助成金を交付するものとする。 カ　事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。 キ　カの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。 ク　事業実施主体が事業実施者に対しカの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金に	（新設）

２　この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。